

鳩山監査委員告示第3号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和3年度鳩山町健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果を次のとおり公表する。

令和4年9月16日

鳩山町監査委員 戸 口 章

鳩山町監査委員 石 井 計 次

鳩 監 第 号
令 和 4 年 8 月 日

鳩山町長 小 峰 孝 雄 様

監査委員 戸 口 章

監査委員 石 井 計 次

令和 3 年度鳩山町健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 3 年度鳩山町健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

令和3年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された令和3年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査日

令和4年7月26日

3 審査の実施場所

鳩山町役場 301会議室

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	—	15%	
②連結実質赤字比率	—	20%	
③実質公債費比率	10.9%	25%	
④将来負担比率	90.1%	350%	

※健全化判断比率のうち①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率については、黒字であることから「—」で表記。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は、令和2年度と同様に決算が黒字のため該当なしである。

②連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は、令和2年度と同様に決算が黒字のため該当なしである。

③実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は、10.9%となっており、令和2年度の10.6%に比べ0.3ポイント増加となったが、早期健全化基準の25%を下回っている。

④将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は、90.1%となっており、令和2年度の119.2%より29.1ポイント減少し、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

令和3年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

しかしながら、令和2年度より将来負担比率は減少しましたが、実質公債費比率は上昇しているため、後年度に過度な負担とならないよう考慮していただきたい。